損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

<u>損保ジャパンーフォルティス・トルコ株式マザーファンド</u> <u>及び損保ジャパンーフォルティス・トルコ株式オープン</u> の信託約款の変更(予定)のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のことお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では「損保ジャパン-フォルティス・トルコ株式マザーファンド」(以下「当マザーファンド」といいます。)及び「損保ジャパン-フォルティス・トルコ株式オープン」(以下「当ファンド」といいます。)につきまして、信託約款の変更をさせていただくことを予定しております。

詳細は下記の内容をご確認ください。

なお、今般の信託約款の変更にご同意いただける場合、特別なお手続きは必要ありません。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更内容

- ①「損保ジャパンーフォルティス・トルコ株式マザーファンド」のトルコ株式の運用の指図に関する権限を委託している「BNP Paribas Investment Partners BE Holding SA」(旧「Fortis Investment Management S.A.」**)を、「BNP Paribas Asset Management SAS」に変更します。
 - ※平成22年7月23日付で商号を「Fortis Investment Management S. A.」から「BNP Paribas Investment Partners BE Holding SA」に変更する信託約款の変更を行っています。
- ②当マザーファンドの同一銘柄の株式への投資割合を、信託財産の純資産総額の10%以内から15%以内に変更します。
- ③「損保ジャパン-フォルティス・トルコ株式オープン」の同一銘柄の株式への実質投資割合を、信託 財産の純資産総額の10%以内から15%以内に変更します。
- ※信託約款の変更内容については、添付の<参考資料>をご参照ください。

2. 変更理由

- ①BNPパリバ グループ内の、トルコ株式運用拠点の変更に伴い、運用委託先の変更を行うものです。 ※当該変更はトルコ株式運用拠点の所属会社がBNPパリバ グループ内の組織再編により変更となるも のであり、上記「1.変更内容 ②、③」以外の運用方針において、実質的な変更はございません。
- ②及び③
 - 同一銘柄の株式への投資割合を引上げることにより、収益追求の機会の拡大をはかるため投資制限の変更を行うものです。

3. 手続き日程

- ①新聞公告日 平成22年7月23日
 - ※信託約款の変更の予定は、日本経済新聞(朝刊)で公告します。
- ②異議申立期間 平成22年7月23日~平成22年8月31日
- ③異議申立口数集計日 平成22年8月31日
 - ※信託約款の変更決定の場合には下記の手続きとなります。
- ④買取請求期間 平成22年9月8日~平成22年9月27日
- ⑤信託約款変更適用日 平成22年10月1日

4. 異議申立てについて

- ①公告日現在の受益者は、異議申立期間中に、損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に対し、 書面により、当ファンドの信託約款の変更に関する異議を申立てることができます。詳細は後記「5. 異議申立ての方法」をご参照ください。
- ②当マザーファンド及び当ファンドの信託約款の変更は、異議お申立ての受益者の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の二分の一を超えないときは平成22年9月7日付で行い、平成22年10月1日より適用します。なお、異議お申立ての受益者の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の二分の一を超えた場合は、信託約款の変更は行いません。なお、信託約款の変更を行わない場合は、その旨を異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告いたします。(マザーファンドの信託約款の変更に関しましては、ベビーファンドの信託約款に係る受益者の受益権の口数を、マザーファンドにおける実質的な受益権の口数に換算させていただきます。)
- ③信託約款の変更が行われた場合、異議を申立てた受益者は、自己に帰属する受益権の買取を請求することができます。詳細は、後記「6. 異議お申立ての受益者の買取請求手続について」をご参照ください。
- ④信託約款の変更が行われる場合、信託約款変更適用日は平成22年10月1日の予定です。

5. 異議申立ての方法

予定しております信託約款の変更に対し異議のある受益者の方は、書面に以下の内容をご記入のうえ、平成22年8月31日までに以下の宛先(損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社)まで、異議をお申立てください(平成22年8月31日弊社必着)。

信託約款の変更にご同意いただける場合、特別なお手続きは必要ありません。

(1) 宛先

〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目2番16号 共立日本橋ビル 損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社 商品企画部

(2) ご記入いただく内容

①ファンド名(損保ジャパン-フォルティス・トルコ株式オープン) ②住所 ③氏名(記名・販売会社のお届け印捺印) ④電話番号(日中連絡先)⑤平成22年7月23日現在の保有口数 ○○○口 ⑥取扱販売会社、取引店名、口座番号※⑦信託約款の変更について反対する旨

※当ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一の販売会社であっても複数口座 をお持ちの方は、保有する全ての販売会社、取引店名、口座番号、販売会社または口座ごとの 保有口数をご記入ください。

(注)

- ・前記の記入内容に不備等がある場合には、異議のお申立てを受付できない場合があります。
- ・異議お申立ての受益者の受益権口数を確認するため、取扱販売会社に対して口数の確認を行います。その際に必要がある場合には、ご本人確認のための書類をご提出いただくことがあります。

6. 異議お申立ての受益者の買取請求手続について

信託約款の変更が行われた場合には、異議をお申立てされた受益者は、平成22年9月8日から平成22年9月27日までの間に、自己に帰属する受益権について、取扱販売会社を通じて受託銀行に対して、投資信託財産による買取りを請求することができます。

<u>ただし、</u>信託約款の変更に異議をお申立てされた受益者が必ず買取請求をしなければならないわけで はございません。

※買取請求手続きについては、異議をお申立てされた受益者の方に対して、あらためてご案内させて いただきます。

買取請求は、信託約款の変更に対し異議をお申立てされた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、取扱販売会社に対して行うものではありません。

買取りの価額は、信託約款の変更がなければ当該受益権が有すべき公正な価額(受託銀行で必要書類を受理した日の翌営業日に算出される基準価額から信託財産留保額(当該基準価額の0.3%)を控除した額)となります。

買取代金につきましては、お客様にご指定いただく銀行口座に受託銀行よりお振込みいたします。 なお、当該買取事務に関する費用(振込手数料、計算書送付費用等)はお客様負担として、買取代金 から差し引かれます。また、上記のとおり手続きが必要となるため、買取請求手続きによる買取代金 のお支払いは、通常の解約請求よりも日数を要する可能性があります。

<u>また異議申立期間中、買取請求期間中ともに、信託約款の変更に異議をお申立てしたか否かにかかわ</u>らず、取扱販売会社においては通常通り、ご解約のお申込みを受付けます。

なお、買取請求を行った受益権については、解約のお申し込みを行うことはできなくなりますので ご留意ください。

<本件に関するお問い合わせ先>

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社 商品企画部 電話番号 03-5290-3405 (受付時間 営業日の午前9時~午後5時)

個人情報の取扱いについて

異議お申立てにあたり、お客様に関する情報を販売会社、受託銀行(再信託受託会社を含みます。) 及び委託会社(弊社)が共有することにご同意いただいたこととします。なお、本手続きに伴い取得し た個人情報は異議お申立て及び買取請求に関する事務を処理するために利用いたします。

<参考資料>

予定している信託約款変更の内容は、以下の通りです。

信託約款新旧対照表

親投資信託 損保ジャパン-フォルティス・トルコ株式マザーファンド

訂正後	訂正前
運用の基本方針	運用の基本方針
(略)	(略)
2. 運用方針	2. 運用方針
(略)	(略)
(2) 投資態度	(2) 投資態度
(略)	(略)
⑥ 運用にあたっては、トルコ株式の運用指図に関する権	⑥ 運用にあたっては、トルコ株式の運用指図に関する権
限を <u>BNP Paribas Asset Management SAS</u> に委託します。	限を <u>BNP Paribas Investment Partners BE Holding SA</u> に
(略)	委託します。
(3)投資制限	(略)
(略)	(3)投資制限
④ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総	(略)
額の <u>15</u> %以内とします。	④ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総
(略)	額の <u>10</u> %以内とします。
	(略)
【運用の権限委託】	【運用の権限委託】
第 16 条	第 16 条
委託者は、トルコ株式 (DR (預託証書)を含みます。)	委託者は、トルコ株式 (DR (預託証書)を含みます。)
の運用指図に関する権限を次のものに委託します。	の運用指図に関する権限を次のものに委託します。
BNP Paribas Asset Management SAS	BNP Paribas Investment Partners BE Holding SA
フランス共和国 パリ市	ベルギー国ブラッセル市ラストロノミ通り 14番地
(略)	(略)
【同一銘柄の株式等への投資制限】	【同一銘柄の株式等への投資制限】
第 18 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の	第 18 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の
時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 15 を超え	時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超え
ることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の	ることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の
値上がり等により 100 分の <u>15</u> を超えることとなった場合	値上がり等により 100 分の 10 を超えることとなった場合
には、速やかにこれを調整します。	には、速やかにこれを調整します。

追加型証券投資信託 損保ジャパン-フォルティス・トルコ株式オープン

訂正後	訂正前
運用の基本方針	運用の基本方針
(略)	(略)
2. 運用方針	2. 運用方針
(略)	(略)
(3)投資制限	(3)投資制限
(略)	(略)
④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資	④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資
産総額の <u>15</u> %以内とします。	産総額の <u>10</u> %以内とします。
(略)	(略)
【同一銘柄の株式等への投資制限】	【同一銘柄の株式等への投資制限】
第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時	第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時
価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の株式の時価総	価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の株式の時価総
額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信	額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信
託財産の純資産総額の100分の <u>15</u> を超えることとなる投資	託財産の純資産総額の100分の <u>10</u> を超えることとなる投資
の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により	の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により
100 分の <u>15</u> を超えることとなった場合には、速やかにこれ	100 分の <u>10</u> を超えることとなった場合には、速やかにこれ
を調整します。	を調整します。

以上